

～創業支援事業計画策定の実務～

平成29年5月
経済産業省 北海道経済産業局 中小企業課

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

担当:大橋・菊地

電話:011-709-2311(内2577)

FAX :011-709-4138

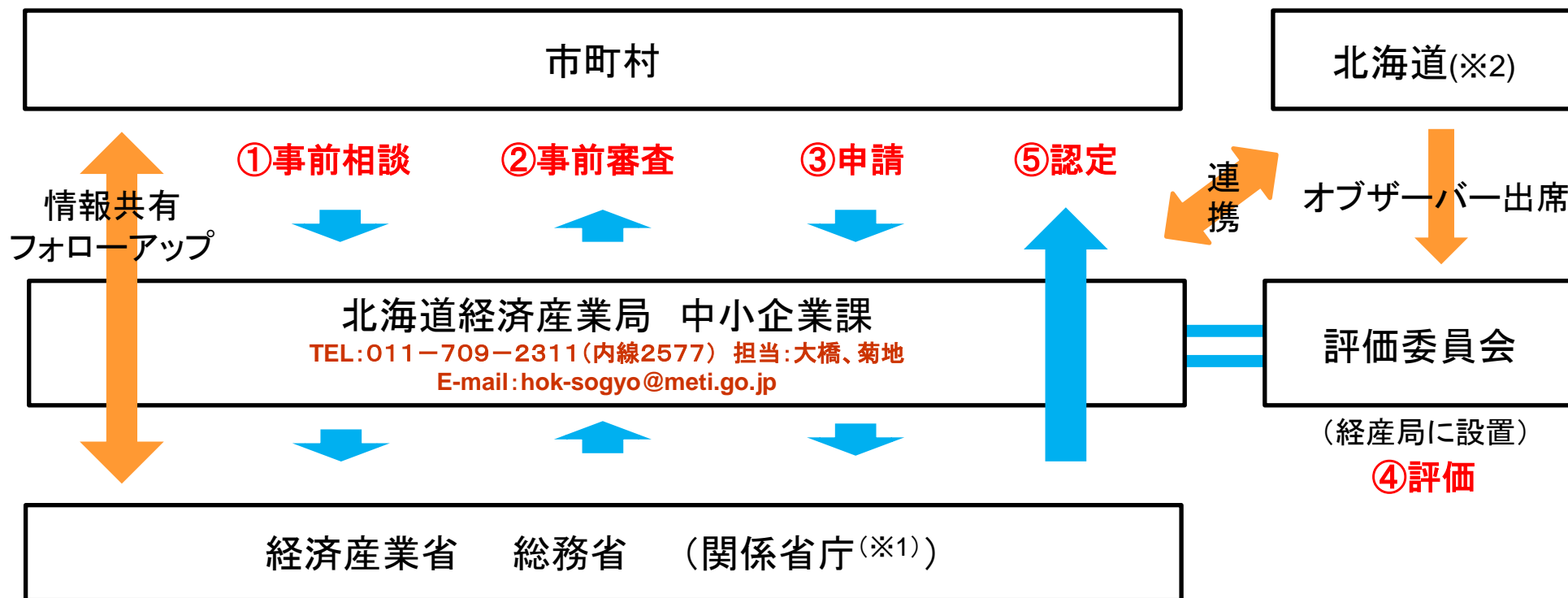
E-mail: hok-sogyo@meti.go.jp

目次

1. 創業支援事業計画の認定手続きの流れ…P2
2. 計画の認定時期 …P3
3. 計画策定前の準備 …P4
4. 計画の構成について …P5
5. 計画の目標設定について …P6
6. 特定創業支援事業について …P7
7. Q & A …P8

1. 創業支援事業計画の認定手続の流れ

認定申請を行う市町村は、以下の「認定申請手続の流れ」に沿って、まずは北海道経済産業局に相談、申請を行っていただくことになります。市町村のご担当者様には、主に下記の①及び③の業務に携わっていただきます。



(※1) 本制度は、経済産業省及び総務省の共管のため、両省で審査を行います。また、創業支援事業の内容が厚生労働省、金融庁、農林水産省、国土交通省等の所掌に関係する場合は、担当省庁が認定に参加します。

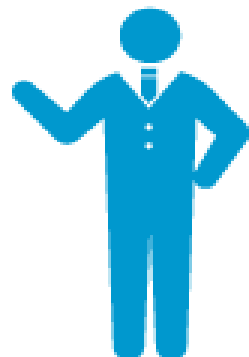
(※2) 事前相談、事前審査において適宜、都道府県が連携し計画策定を支援します。

2. 計画の認定時期

※現時点での予定です。

<<第12回認定(予定)>>

- ◆ 平成29年6月23日(金)
計画素案提出締切
(北海道経済産業局まで)
- ◆ 平成29年8月4日(金)
正式申請(事前審査終了後)
- ◆ 平成29年8月31日(金)
第12回認定



素案の提出日から正式申請日までの間で当局職員と市町村ご担当者との間で内容を調整させていただきます。

素案の作成が決まった段階でご一報いただければ、一連の流れについてご説明させていただきます。

最初の素案は完成度の高いものである必要はありませんので、お早めに御相談ください。

提出書類(3点)

- ・申請書表紙→1ページ
- ・申請書本体(別表1, 別表2)→最低3ページ程度
- ・計画の概要→1ページ

3. 計画策定前の準備

中小企業庁HP「地域における創業支援体制の整備(産業競争力強化法)」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiki/>




こちらのHPから右下に赤字記載のファイルをダウンロードしてください。

インターネットで、「中小企業庁 創業支援事業計画」と検索すれば、該当ページを閲覧することができます。

創業支援事業計画の認定申請手続について

平成26年1月20日に施行された「産業競争力強化法」では、地域の創業を促進させるため、市区町村が民間の創業支援事業者(地域金融機関、NPO法人、商工会議所・商工会等)と連携して、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施する「創業支援事業計画」について、国が認定することとしています。

<市区町村・創業支援事業者向けの制度概要はこちら>

- 産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドライン(PDF形式:2.319KB)(28年9月16日更新) 
- 更新箇所: 9ページ「14. 今後のスケジュール(予定)」を更新しました。
- チェックリスト(PDF形式:153KB) 
- 創業支援計画のイメージ図(PDF形式:342KB)  (27年5月28日更新)

<第10回認定のスケジュール>

認定申請書の提出先は、市区町村の所在地を管轄する経済産業局となります。認定申請を行う市区町村は、申請書の提出前に必ず経済産業局に相談を行ってください。




なお、第10回認定は、平成28年12月下旬を予定していますので、認定申請を行う市区町村は、平成28年10月14日(金)迄に提出先となる経済産業局へ事前相談を開始してください。

(第10回認定の流れ)

平成28年10月14日(金) 申請書(素案)受付締切

平成28年11月上旬 申請書(正式)受付締切

平成28年12月下旬 第10回認定予定

提出資料	必要部数(※)
・ 認定申請書(申請書、別表1、別表2)(WORD形式:47KB) 	正本3部、副本1部
・ 表紙(WORD形式:33KB) 	正本2部、副本1部
・ 参考資料「創業支援事業計画の概要」(POWERPOINT形式:202KB) 	正本2部、副本1部
【一般社団法人・一般財団法人】が創業支援事業者である場合	正本2部、副本1部

① 産業競争力強化法における地区町村による創業支援のガイドライン

→ 計画策定に当たり参考にします。

② チェックリスト

→ 作成された計画が認定要件を満たしているかどうか最終確認する際に使用します。

③ 認定申請書(申請書、別表①、②)

・ 表紙

・ 参考資料「創業支援事業計画の概要」

→ こちらが素案提出時に必要な3点です。

→ 素案提出は電子媒体で結構です。(押印不要)

4. 計画の構成について

「創業支援事業計画」は大きく分けて、別表1と別表2から構成されます。

〇〇市町村創業支援事業計画

別表1(1-1、1-2・・・)
市町村が行う創業支援事業を記載

別表2(2-1、2-2・・・)
市町村以外の機関が行う
創業支援事業を記載

例

- ・計画全体に係る記載事項(必須)
→別表1-1に記載することになります。
- ・(ワンストップ)相談窓口
- ・空き店舗活用事業(家賃補助等)
- ・利子補給制度
- ・創業補助金(助成金)
- ・創業セミナー
- ・新規就農者補助制度
- ・チャレンジショップ事業
- ・特産品開発チャレンジ事業
- ・商工業後継者担い手支援事業 etc

例

- ・(ワンストップ)相談窓口
- ・創業塾
- ・創業セミナー
- ・創業者向け融資相談会
- ・女性起業家支援セミナー
- ・コワーキングスペース運営
- ・インキュベーション施設運営
- ・起業体験事業
- ・専門家派遣事業
- ・産業活性化助成金 etc

創業支援事業計画の
完成版イメージ(参考)

特定 : 特定創業支援事業

別表1-1

- ・計画全体に係る記載事項
- ・相談窓口事業

別表1-2

- ・利子補給制度

別表1-3

- ・空き店舗活用事業

別表2-1

- ・ワンストップ相談窓口
※商工団体等に設置

別表2-2

- ・創業塾
※商工団体等が実施

別表2-3

- ・融資相談会
※金融機関等が実施

創業支援事業計画

特定

特定

※特定創業支援事業としていただくのは、別表1又は別表2のどちらの事業でも差し支えありません。

※「ワンストップ相談窓口」は、必ず一箇所以上設けていただきます。市町村以外に「ワンストップ相談窓口」を設置する場合には、ワンストップ相談窓口と連携する「相談窓口」を市町村に設置していただきます。

5. 計画の目標設定について

※言葉の意味

創業支援対象者数: 創業支援を受ける人の目標人数

(例) 創業塾受講者総数、相談窓口の相談者総数

創業者数: 創業支援対象者数のうち実際に創業する人の目標人数

(例) 創業塾や窓口相談を経て創業する人の人数

別表1-1 (相談窓口)【新規】

市町村が実施する創業支援事業(〇〇町)

創業支援事業の目標

(相談窓口「新設」パターンのイメージ)

これまで〇〇町には創業に関する相談窓口は設けておらず、町内における創業については町や商工会、金融機関などが個別に対応していた。ここ5年間に商工会に寄せられた創業に係る相談は、平均で年間〇件であり、そのうち概ね☆割の創業があったところである。

本計画に基づく支援事業の効果的な広報に努めることにより、年間●件の相談件数を目標とし、町、商工会及び金融機関が連携することにより、その☆割にあたる■件の創業者創出を目標とする。

(相談窓口「既存」パターンのイメージ)

昨年度、〇〇町の相談窓口には〇〇件の相談があった。今後、広報誌や町のホームページなどによりワンストップ相談窓口を広く周知することで、その☆割増加の年間●件を目標相談件数とする。

本町は、新規創業者対策を推進しており、〇〇町商工会と連携し支援を行っている。昨年度、個別相談の支援により創業を実現した者は、相談件数のうち☆割であるが、本計画で位置づけた創業支援事業者と連携することで、年間相談件数のうち☆割の■件の創業者創出を目標とする。

(目標数)

・創業支援対象者数: ●件 創業者数: ■件

創業支援事業の内容及び

目標数の算出根拠が『合理的』であると分かるよう記載してください。

(例) 過去実績→計画策定により市町村内の創業支援体制が強化されることから従来の☆割の増加が見込まれる→よって、目標件数は〇件

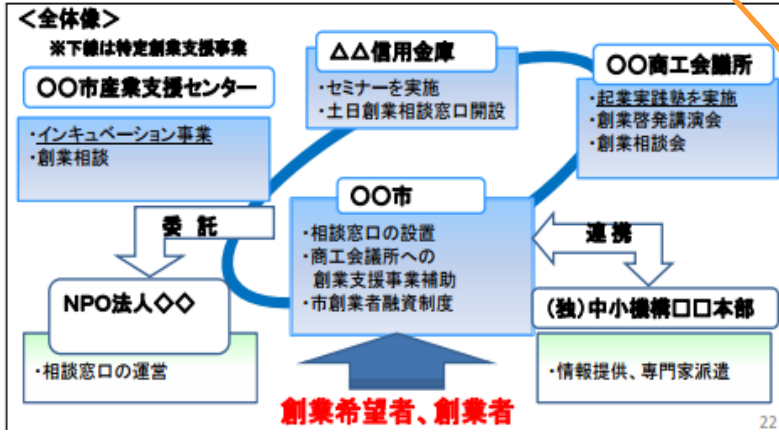
7. 創業支援事業計画の認定申請書について(様式:概要図)

※認定後、ホームページ等で公表を行いますので、公表を前提にして作成してください。

市区町村	〇〇市	※別表2に実施する者として位置づけられている事業者を御記載下さい。
認定連携創業支援事業者	〇〇商工会議所、△△信用金庫、〇〇市産業支援センター	
概要	〇〇市においては、〇〇といった取組をしてきたが、本計画により、この取組を強化、体制整備、...することで、年間〇件の創業の実現を目指します。平成〇年～〇年にかけて、創業支援対象者に対して、窓口相談、起業実践塾、インキュベーション事業等による支援を実施します。	
年間目標数	創業支援対象者数: 〇〇件	創業者数: △△件
特徴	<p>〇〇市では、ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要な要素に応じて、関係機関の強みを生かした適切な創業支援の提供を行います。</p>	

「概要」部分については、「こういう町の特徴・問題点があるので、こういう創業支援事業計画になりました。」というような**地域色**を出されると良いかと思えます。

ここに記載される年間目標数は、各別表の目標数を純粋に足し上げた**延べ人数**になります。なお、創業支援対象者数の目標数は**人口の0.1%以上**になるようにしてください。



6. 特定創業支援事業について

☆特定創業支援事業とは・・・

- ・ 経営 ・ 人材育成
- ・ 財務 ・ 販路開拓

の知識が全て習得できる継続的な支援事業

具体的には、

- ・ 一ヶ月以上 の期間をかけて
- ・ 4回以上（回数）

にわたる指導を行う事業をいいます。

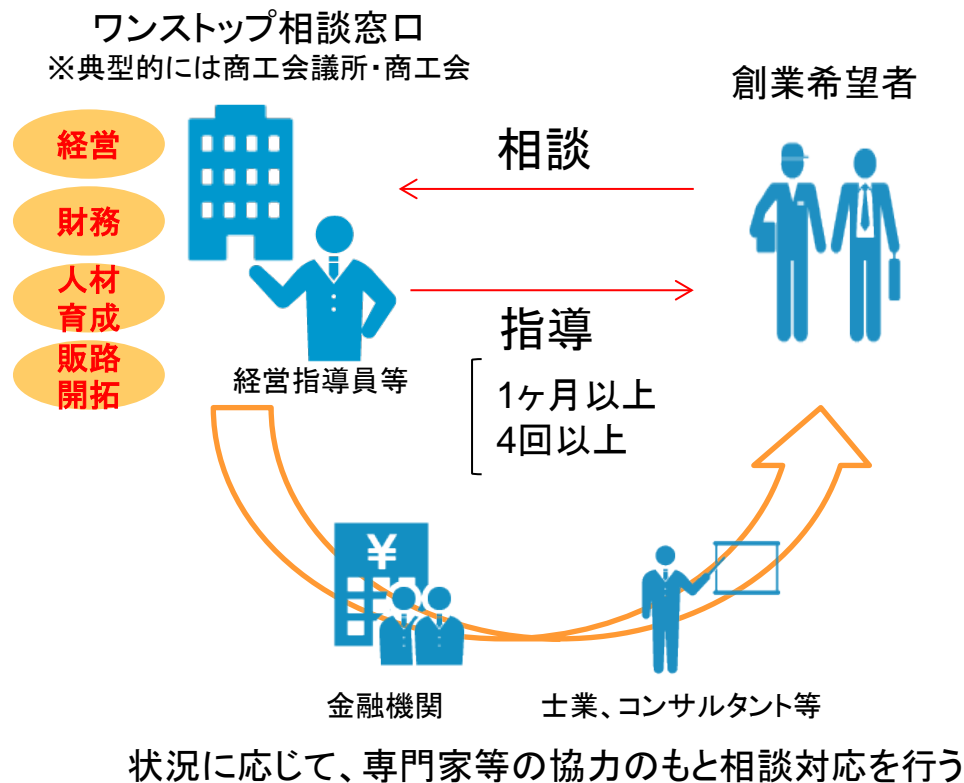
例)・創業塾、創業セミナー

- ・インキュベーション施設入居者への継続支援
- ・継続して実施される個別相談支援 etc.

創業塾等を特定創業支援事業の要件を満たす形式で実施することが困難であるというような場合は右図をご参照ください。

左記要件を満たせば、「ワンストップ相談窓口事業」を特定創業支援事業と位置づけることが可能です。

＜典型的なケース＞



7. Q&A

※申請書の「記載内容」及び計画全般に係るご質問は、『創業支援のガイドライン』のQ&Aをご覧ください。

Q1. 素案提出、事前審査、正式申請に係る北海道経済産業局とのやりとりはどのように行われますか。

A1. 素案は、電子メールにファイルを添付いただいて提出いただきます。その後の事前審査においては、主に電子メール・電話により計画内容等を調整することになります。事前審査が終了しましたら、公印が押印された申請書を郵送いただくことにより正式申請となります（必ずしも持参していただく必要はありません）。

Q2. 計画を策定後、相談窓口対応、特定創業支援事業を終了したことの証明書発行業務以外で自治体担当者が行う業務や何らかの報告義務はありますか。

A2. 毎年度末に、創業支援事業の実施状況、特定創業支援事業による支援を受けて創業された創業者の状況等について調査・報告の依頼をいたします。

Q3. 複数市町村で共同申請したいのですが、一旦単独申請をして次回の認定時に共同申請をすることは可能ですか。

A3. 可能です。その場合、一旦認定された自治体の計画の「変更申請」という形式で共同する自治体や事業を追加することになります。なお、共同する市町村数に上限はございません。